

広島大学文書館特定歴史公文書等利用等規則（案） 新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前	備考
<p>[略]</p> <p>（利用請求の手続）</p> <p>第 10 条 [略]</p> <p>3 第 1 項の提出の方法は、次の各号のいずれかによる。この場合において、第 2 号の方法に必要な送料は、利用請求をする者が負担するものとする。</p> <p>(1) 閲覧室の受付に提出する方法</p> <p>(2) 文書館に郵送等する方法</p> <p><u>(3) 情報通信技術を用いて文書館に送信する方法</u></p> <p>4 前項第 2 号及び第 3 号に定める方法による利用請求については、利用請求書が文書館に到達した時点で請求がなされたものとみなす。</p> <p>[5 略]</p> <p>[略]</p> <p>（第三者に対する意見提出機会の付与等）</p> <p>第 14 条 [略]</p> <p>2 文書館長は、第三者に関する情報が記録されている特定歴史公文書等の利用をさせようとする場合であって、当該情報が独立行政法人等情報公開法第 5 条第 1 号ロ又は第 2 号ただし書に規定する情報に該当すると認めるときは、利用させる旨の決定に先立ち、当該第三者に対し、次の各号に掲げる事項を書面又は電子情報処理組織（文書館の使用に係る電子計算機と通知等を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法により通知して、法第 18 条第 2 項の規定に基づく意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 利用請求に係る特定歴史公文書等の名称</p> <p>(2) 利用請求の年月日</p> <p>(3) 利用請求に係る特定歴史公文書等の利用をさせようとする理由</p> <p>(4) 利用請求に係る特定歴史公文書等に記録されている当該第三者に関する情報の内容</p> <p>(5) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限</p> <p>3 文書館長は、前 2 項の規定により意見書を提出する機会を与えられた第三者が当該特定歴史公文書等を利用させることに反対の意思を表示した意見書を</p>	<p>[同左]</p> <p>（利用請求の手続）</p> <p>第 10 条 [同左]</p> <p>3 第 1 項の提出の方法は、次の各号のいずれかによる。この場合において、第 2 号の方法に必要な郵送料は、利用請求をする者が負担するものとする。</p> <p>(1) 閲覧室の受付に提出する方法</p> <p>(2) 文書館に郵送する方法</p> <p>[号を加える。]</p> <p>4 前項第 2 号に定める方法による利用請求については、利用請求書が文書館に到達した時点で請求がなされたものとみなす。</p> <p>[5 同左]</p> <p>[同左]</p> <p>（第三者に対する意見提出機会の付与等）</p> <p>第 14 条 [同左]</p> <p>2 文書館長は、第三者に関する情報が記録されている特定歴史公文書等の利用をさせようとする場合であって、当該情報が独立行政法人等情報公開法第 5 条第 1 号ロ又は第 2 号ただし書に規定する情報に該当すると認めるときは、利用させる旨の決定に先立ち、当該第三者に対し、次の各号に掲げる事項を書面により通知して、法第 18 条第 2 項の規定に基づく意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 利用請求に係る特定歴史公文書等の名称</p> <p>(2) 利用請求の年月日</p> <p>(3) 利用請求に係る特定歴史公文書等の利用をさせようとする理由</p> <p>(4) 利用請求に係る特定歴史公文書等に記録されている当該第三者に関する情報の内容</p> <p>(5) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限</p> <p>3 文書館長は、前 2 項の規定により意見書を提出する機会を与えられた第三者が当該特定歴史公文書等を利用させることに反対の意思を表示した意見書を</p>	<p>ガイドラインに基づき修正するもの。</p> <p>ガイドライン改正に基づき修正するもの。</p>

<p>提示した場合において、当該特定歴史公文書等を利用させる旨の決定をするときは、その決定の日と利用させる日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、文書館長は、その決定後直ちに、当該意見書(第21条において「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、法第18条第4項の規定に基づき利用させる旨の決定をした旨及びその理由並びに利用させる日を書面又は電子情報処理組織を使用する方法により通知しなければならない。</p> <p>(利用決定) 第15条 [略]</p> <p>4 文書館長は、利用請求に係る特定歴史公文書等が著しく大量であるため、利用請求があった日から60日以内にその全てについて利用決定をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、第1項及び前項の規定にかかわらず、利用請求に係る特定歴史公文書等のうちの相当の部分につき当該期間内に利用決定をし、残りの部分については相当の期間内に利用決定をすることができる。この場合において、文書館長は、利用請求があった日から30日以内(第10条第5項の規定による補正に要した日数を除く。)に、利用請求者に対し、次の各号に掲げる事項を書面又は電子情報処理組織を使用する方法により通知しなければならない。</p> <p>(利用決定の通知) 第16条 [略]</p> <p>3 通知は、閲覧室で行うほか、利用請求者の求めに応じ、<u>次の各号に掲げる方法</u>により行うこともできる。この場合、<u>第1号の方法</u>において必要な送料は、利用請求者が負担するものとする。</p> <p>(1) <u>利用決定通知書を利用請求者に郵送等する方法</u> (2) <u>情報通信技術を用いて利用決定通知書を利用請求者に送付する方法</u></p> <p>[略]</p> <p>(写しの交付の方法等) 第19条 [略]</p> <p>5 写しの交付は、文書館において行うほか、利用請求者の求めに応じ、<u>次の各号に掲げる方法</u>により行うこともできる。この場合、<u>第1号の方法</u>において必要な送料は、利用請求者が負担するものとする。</p> <p>(1) <u>郵便等を用いて利用請求者に送付する方法</u> (2) <u>情報通信技術を用いて利用請求者に送付する方法</u></p> <p>[略]</p>	<p>提示した場合において、当該特定歴史公文書等を利用させる旨の決定をするときは、その決定の日と利用させる日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、文書館長は、その決定後直ちに、当該意見書(第21条において「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、法第18条第4項の規定に基づき利用させる旨の決定をした旨及びその理由並びに利用させる日を書面により通知しなければならない。</p> <p>(利用決定) 第15条 [同左]</p> <p>4 文書館長は、利用請求に係る特定歴史公文書等が著しく大量であるため、利用請求があった日から60日以内にその全てについて利用決定をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、第1項及び前項の規定にかかわらず、利用請求に係る特定歴史公文書等のうちの相当の部分につき当該期間内に利用決定をし、残りの部分については相当の期間内に利用決定をすることができる。この場合において、文書館長は、利用請求があった日から30日以内(第10条第5項の規定による補正に要した日数を除く。)に、利用請求者に対し、次の各号に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>(利用決定の通知) 第16条 [同左]</p> <p>3 通知は、閲覧室で行うほか、利用請求者の求めに応じ、<u>利用決定通知書を利用請求者に郵送する方法</u>により行うこともできる。この場合において、<u>必要な送料は</u>、利用請求者が負担するものとする。</p> <p>[号を加える。] [号を加える。]</p> <p>[同左]</p> <p>(写しの交付の方法等) 第19条 [同左]</p> <p>5 写しの交付は、文書館において行うほか、利用請求者の求めに応じ、<u>郵送</u>により行うこともできる。この場合において、<u>必要な送料は</u>、利用請求者が負担するものとする。</p> <p>[号を加える。] [号を加える。]</p> <p>[同左]</p>	<p>ガイドライン改正に基づき修正するもの。</p> <p>ガイドライン改正に基づき修正するもの。</p> <p>ガイドラインに基づき修正するもの。</p> <p>ガイドラインに基づき修正するもの。</p>
---	--	---